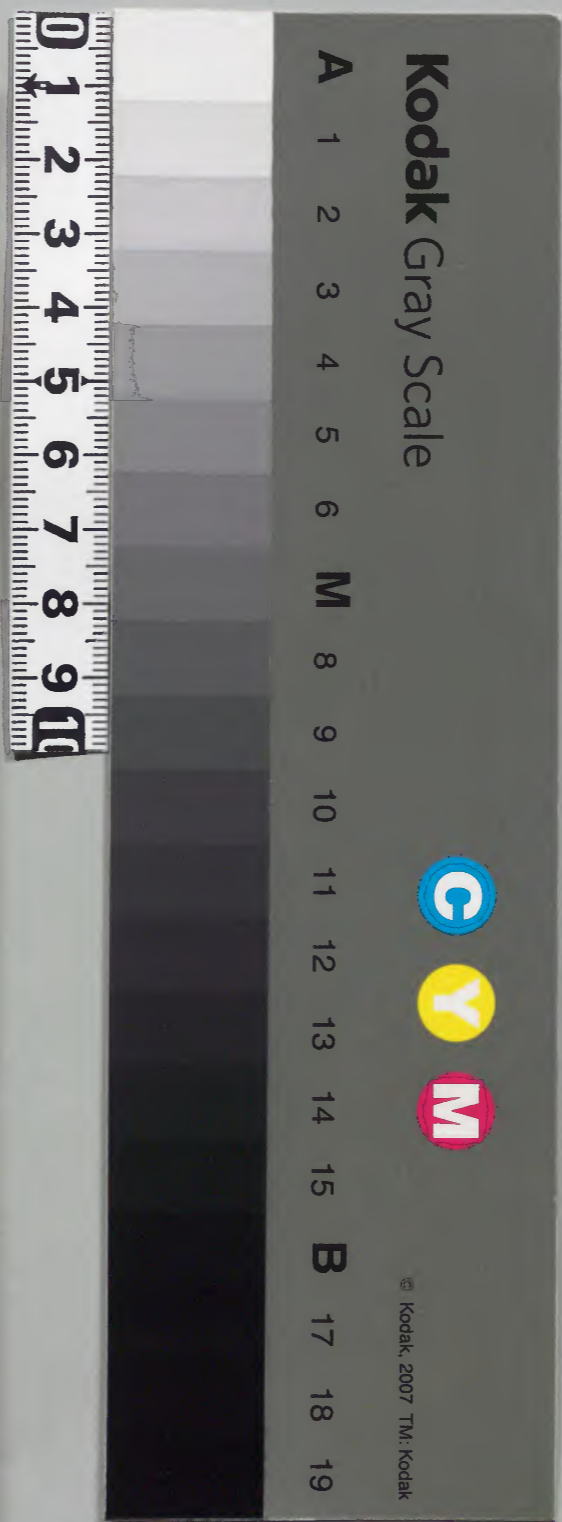


和書門			
二八五五八	九九	一〇一	冊架函號類

內閣文庫		和書
二八五五八	一〇一	冊架函號類

內閣文庫	
番號	和 28558
冊數	101 (87)
函號	212 265



翁草卷百七十六

目録

志貝の後華



翁草卷之百七十六

八十一翁可々齊寫

園学志貝 後華

○此はくわの故に 浮世胡臣の 蘇ふくわと 小野
筆のふくわと云 説日知紀 誦年和 余集と云ふ
書ふくわと云ふと 旧新貞去 是生りて 是書
ハ布未見と云ふ 亦知学 余集と云ふ 人丸の 誦年和

翁草

うあしぬりし源内舎のちしれしとて其語を
挙るに女赤の若サかろまじり并津若赤の説
其の上を何ぞし昔のちを何所中納言を記
の奇あく十刻女とて七重ハ重花を記ま
とれおと女あつど兼心親王のちあつて後
娘を集り出つた因う山より舎おたしつた
の奇を古田き備う輝廿あつて討死のちの
事も多しつた

○定あつ小舎の山莊として百人一巻
四月記あつて語怪あつて事との沙傳も有
故も挙るに女赤百人一巻拾遺女日墓家

増補信女と伝説書赤も小舎山とて
のち実しやい亦此後と或書をとくま
の申のちげり、挙るにはあつたの
々 和撰の集をて其にあつた

○和学赤と経学あつて何人の云
定く書あつて人あつてあつて
せしあつてあつてあつてあつて
おしあつてあつてあつてあつて
のやあつてあつてあつてあつて
と何あつてあつてあつてあつて
あつてあつてあつてあつてあつて
あつてあつてあつてあつてあつて

休もくも間々いふ事ありぬ

○官職知要と職系録を参考するに於て書かれ
る語彙の如くも意多き書し

○智仁唐の文氏の語にして生質仁厚なる人
と云ふ事也其も其語を備きて俗乃何の意あり

人として語彙もその語者されと智を磨くこと
何れも用ゐる人惟其なり人々事也其意上と云ふこと

○百工丈夫の道具を以て古語に玉不琢カ不
人不足也云々といふ事也亦云々学而未
知ヲ猶ニ云テ魚

而毎細し亦此程粗致を有り語彙に
云々事ハ真中ノ一語彙に云々語彙に云々事ハ
面白し一語彙に云々語彙に云々事ハ

あきし一語彙に云々事ハ云々事ハ云々事ハ
語彙に云々事ハ一語彙に云々事ハ云々事ハ

事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ
○唐方家諫に於て用ひ給ふこと云々事ハ

事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ
事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ

事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ
事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ

事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ
事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ

事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ
事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ云々事ハ

言部 卷

聖代といはれ何れぞ白布衣のことも聖徳にまじりて
ふと編み亦多敷某の席に延まらるるに
神代より古今集を著しとてありき

天子をいへるに聖徳ふとてしるすゆくの徳を
有くしゆとて其まじりきを不願櫻の言をばく
時呼此冠を亦海せん先以己の先祖を諱るべ
勿小使まじり候令其神代より終まりの衣
後世著し稱せしむべしとて後代に終まりを
せんしとて諸書を参考しとて後代に終まりを
はく南留別志などしとて是木のり方異國の
日方て明日初めぬ天位代に集れ國号改りぬ
前代を諱するしとてふかきとて此方とて神代より

皇流はし終るる皆先皇とて 天子を聖主とて
中より聖をいふとて訓しとて日を去り終る
とて 天子は日継などしとて依て日徳に在り
日知ト云々名例律とて 皇親或ハ三位
以上把忍とて定ル刑ヲ之六歳何とてとて前
文の如きむねの儒問ありとて古字法問とて評す
の書も多し居て其邦に而不諱其太史とてとて
しん下とてしん諱るの罪とて居て下流とて
諱上者要とてとてやとて多し終る

武烈帝の少少の如き國史と秘し終りたりとて
實に勅著然要末代の終終る其終ありとて

家範 卷一

○或曰学志と付付く一方の遊和草鏡遊和料と
訖セし書方と少小仏法ぬきの余人 親王の
撰まれし日本書紀 聖徳太子馬子名経二
人の正史ふとて流るに傳の法外とてまををを
るをて傳もまふ人亦二神鏡録ゆて交をを
孫心し詩經の終終在原とて干見弟二と何れ
より附会のゆくと南辰子ふとて傳をて亦秋
脊間終の契沖と花生此人和傳多傳の才と
書し目立し書画にまを或あ傳をすし神
意教の或或のつ弟と天王のまをのまをの
古子流あせしつ弟日常にまへのまのちあ
まをのまのち何れあ傳し孫中と云い傳を
あふえやいと云いとも然と其名を不書 傳
弟とて不立傳のまを 太子を何れあ
先ツ何れも見在し孫中何れあを家傳の
通傳のまを不教の流のまををてし此神学志
仙法とて何れもまををてし此神学志
不ふとて無く魚ををたけし湖傳せしとあ皆制
意あてしとまををてし仙法とてまをを
て何れも流あをの流をてし家傳の法も別人
まをを

○西土の書のみをて用る少日本古の傳とて
山海經の流傳書以下其の流傳書も傳と孫
或の傳奴國ふとてまををてし日本と孫中
まをを

略々之くあり要傳名一更に辨日本使者自ら言國近
 日所出以為名とあるなどけふいせれ日本國の國
 号をくよ言ふ有るを初め外國の書を譯しする
 事間あり此程も一矢に及ばず亦扶桑といふも天子國
 と稱するも其ゆる國といふ法説し者多くは實に
 不審利、東夷或は架夷邊土をいふに有るも少き
 の外國を唐と稱するも寺師良安の説に漢に唐
 之俗世登久故に今唐に号す大信に傳以為唐に
 中唐世多し日本通好に故に於今に稱す唐船唐人唐物
 等といふ亦松平見林の説に家相、人、外國に稱す日、加
 羅、者蓋し外國人始來る者故に家相、河、新、等、や、乃、
 意、富、加、羅、國王、之、子、や、爾、利、以、外、國、に、總、テ、稱、ス、加、羅、
 不、獨、リ、稱、ス、中、國、ヤ、ト、云、ハ、亦、見、原、好、古、の、説、和、夏、始、由、ハ
 松平見林の古説と日、亦徂徠の説に唐をいふと
 してむも朝鮮のあつたに依るに云、唐、を、い、ふ、は、
 日本國王の稱し、故に軍事の安し任ずるに依るに
 加羅の事なり、好く吾邦の好しきもの多し人の
 を後中とすふ、いふと云、系、を、い、ふ、は、
 國に東國通稱に依り、大嘗途國に新羅滅び、其國に
 亦神皇正統記をよむ、推古天皇佛宇、
 出、勅使、使、之、を、遣、遣、隋、大、使、と、有、在、我、
 編俗説辨、云、俗説に外國人好く、家、國、を、本、
 者、ハ、奴、家、向、後、朝、業、に、刻、意、富、加、羅、國、の、王、子、
 此、を、亦、用、を、い、ふ、と、云、山、崎、座、加、羅、日、本、國、を、か、ら、と

略々之くあり要傳名一更に辨日本使者自ら言國近
 日所出以為名とあるなどけふいせれ日本國の國
 号をくよ言ふ有るを初め外國の書を譯しする
 事間あり此程も一矢に及ばず亦扶桑といふも天子國
 と稱するも其ゆる國といふ法説し者多くは實に
 不審利、東夷或は架夷邊土をいふに有るも少き
 の外國を唐と稱するも寺師良安の説に漢に唐
 之俗世登久故に今唐に号す大信に傳以為唐に
 中唐世多し日本通好に故に於今に稱す唐船唐人唐物
 等といふ亦松平見林の説に家相、人、外國に稱す日、加
 羅、者蓋し外國人始來る者故に家相、河、新、等、や、乃、
 意、富、加、羅、國王、之、子、や、爾、利、以、外、國、に、總、テ、稱、ス、加、羅、
 不、獨、リ、稱、ス、中、國、ヤ、ト、云、ハ、亦、見、原、好、古、の、説、和、夏、始、由、ハ
 松平見林の古説と日、亦徂徠の説に唐をいふと
 してむも朝鮮のあつたに依るに云、唐、を、い、ふ、は、
 日本國王の稱し、故に軍事の安し任ずるに依るに
 加羅の事なり、好く吾邦の好しきもの多し人の
 を後中とすふ、いふと云、系、を、い、ふ、は、
 國に東國通稱に依り、大嘗途國に新羅滅び、其國に
 亦神皇正統記をよむ、推古天皇佛宇、
 出、勅使、使、之、を、遣、遣、隋、大、使、と、有、在、我、
 編俗説辨、云、俗説に外國人好く、家、國、を、本、
 者、ハ、奴、家、向、後、朝、業、に、刻、意、富、加、羅、國、の、王、子、
 此、を、亦、用、を、い、ふ、と、云、山、崎、座、加、羅、日、本、國、を、か、ら、と

二人朝の福よりちかしのけつり花と多海将々
とあり海将々を人としていふは多し古に佐國の人
多ちかの系國より出たり其の法統の産ありて今
笑西島小佐國村有りと云ふ

の辨言書と改やるを也一儒此國より生きたる國
了りて其詩を先人懐く誦く國法より肖き古
山は自社の風土有是等の儒を免國より害を
弁言書を弁編せる書と稱し何某の系は太宰
氏系及書と改やる一書亦傳、本何某の辨言
書と云ふ其何れをいふと云ふ一其書は親族正名と
云書といひ、家日本國の九族の名謂詳あり書
五書の彼制するをいふ骨肉の親戚を活人のいふ

名ふより率より足る叔姪婚娶するふと云ふ夫秋
の俗禽獸と云ふと云ふと云ふ一海より無くと云ふ
と何れ乎乎是は何れか謂とや五書の親の儀制令
をいふと一國の法令の書いふと云ふ此儒の書一國
のいふ法統より是佐乃一もけ國を春秋の俗禽獸
と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
能國がと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
ありとも是佐乃一もけ國を春秋の俗禽獸
とも背ありともと云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ
不志、其本、と云ふと云ふと云ふと云ふと云ふと
致やる書より弁言書のいふと云ふと云ふと云ふ
中乃禮を編次やると云ふと云ふと云ふと云ふと云ふ

考成取中 和漢要伝と羽倉家此漢書指要を
取違了しと漢やう或書を以これい、其説も他の
書作せし書を以取く已ぶおとするに儒の書も
於る管絃かゝるしんかふに宜あしむし

○太宰あつるかりり其の儒者字神向を言し
し 神武天皇のあつる世々の 帝の

すやうり孫志一の唯君もゆき了孫ふ原徳よて
考すりし事人王深民心に入んるもあつる今
まゝく二子孫本日月君如く裁くまれり其
了りし他の國於此傳ちもよく書るもあつる
まゝく此の事小間儀儒ゆ土若儒さしりて其日
い流まゝしりやうにむなる有儒名好くつるに
まゝりしり

まゝりしり

志神天皇乃御宇王仁事胡よりと云ひまゝりし
此の事もさき方天よりし不^レ識をさしりし和國より
此化をさしりし此の事ハ咫尺の地を侵されし事
ふし當國佐久守家老和降相系しゆ土の儒を以て
流るの國本さきより此の事ハ知事の本言素續の
あつるも止者多くしふ字を以て多しゆの理義
をさきもさしりし事と禱しされど風土人情の俗
まゝりしりし事

○地極極糸と實の如き徳也を以てさしりし
ゆりしりし或僧の法證せし事とすしりし儒者上
人との如き地極多しりし事思しり器人をまゝりし

この今如くは佛法は又破すべしと云ふ詭辯せし
書ども有因法に背く事なきや此等くは
了も千何百の法は其の如くも
と云ふ何れも佛法は因縁ありて生ずる事と云ふ見
義ヲ不考無勇いと云ふ有る事ありのつりなきは
亦んぞなきをわく事しやむむ事ある事し
の儒者学神問仁政を修人亦佛法何れは害
ある事なき

の拾芥抄を又見し吉備古長初教に聖目録と
云ふ事あり法義を予十三条に可信佛法の事
有佛法を菅神の捨りし事し亦海見中
未又申亦若両公と云ふ事し國の大儒に昔時名

の儒佛法を詭辯せし世の古書も又見し
断り神儒の学者と云ふ事し佛法を仇敵の
事し亦書曰律正統の事あり神仏の持を堅
く可する事あり一法を佛法に非ざる事あり
聖言より奈も神に謀計の細を録し
佛法を戒と説く事あり亦亦記理事抄
當分の人少くある事を系ふ人其言神に
く何れも過さなく事あり亦亦云く國
を治む事あり亦亦何れも事あり亦亦云く聖法
太子佛法も是王法の外法と主亦不忠の事あり
江表地獄に墮せし事あり亦亦無益の事あり

依是道不墮也人若能信守之信之國
無益人無不忠者一上若無信守之民矣夫
了之者一也故之聖者一也若一也若一也
者多一也五道之法一也若一也若一也
人何者及我者一也若一也若一也若一也
ある者一也若一也若一也若一也若一也
の佛も一也若一也若一也若一也若一也
勿忘也一也若一也若一也若一也若一也

○元亨釋主の國の僧史ありし蒙信を以てし
る人なり思ふ所あり

○然とて名を海を或作すを以てし俗
の海 伊勢ありし系相也今も 福宮押留

て日僧尼とありありありありありあり云
彼僧たふまの類なり云ク家名は知れず
其師を其師とて説くと先ツ神傳隔なく本地
垂迹なり其年舌流るる如くもまきいぬは並
に其中に或は宣曰是も旋有るを其も自心
見りて為しんとす亦此なりと人諸國に女人
禁制の事候ゆに今もその方の了智を以ては許
さるる否と舌流せしむるは信ちふ成候し事
其も宗名も記さる

○後醍醐天皇の御時相國寺の僧瑞演云
一切経法考ふる事忘るる事一も邦の先帝

信法を傳へて已しを為し而已しと亦東見記云
撰所中細言其父少納言信西の十三回忌を
修すべし欲もて其年信明通る所山に任せり
是ふ事日く云く家仏の法四十九日より止む
多事有るを不すとてはあふ止るべしとて
市此の御一信の官にまゝ通るをせり
多事お能物をたねむりもまゝと名請り
すべし一信の御一と年忌の通る御けり
佛の坐位より中とて多し御海市中使
法も不知毎月父母の忌日あり御通る
孝子の志中と御中の節あり御佐例
多事も多し御通る御通る御通る

○聖仁天皇御死を傳ふ事
佛も浮田の家卒をて因坐中をて
と國老花房何某曰此花の老共
金藏の士多きハ疎のりてを
のりて臣等の不知多し
供とて多しと云ふと亦上古國
穢貪令の渾心志義解し信
即ち以歸りて為す御と有

○拾芥抄をてこれ三月朔日
大凶五月十四日陰陽不可
死者云々見ルに医心方
房内禁犯之不出三年必死
何以知之新布一尺

ども云ふ水の縁ありて頼政々々家集りて遊
 女をとりてみらるるにやふと半りむらむら
 む川よふふくも玉はき昔も遊女の名も古遊女
 りりのく相遊羅哉り白く記書中の君小馬
 女に及蟹汚に如き番煙孔雀神崎の河菰
 加奈保大徳ホの名有僅余実記に亦神社
 法乐の節を執りて人して天王寺桑田并を伴
 一とありき落ふを道りてを奉まゝ神崎遊
 君経書院子あじく云ふ名有落文に元暦元年
 正月廿八日と有亦在濫と建久元年頼朝々上京
 の河橋本の名ありて遊女は道徳河と云ふ
 是と云ふは伊連の舟

移本の君山とありて云ふは
 一とありき落ふを道りてを奉まゝ神崎遊

少中京時はきりて記やい亦建久四年
 富中土母少と云哉昔藤川以下を道徳の遊女多く
 多しは前をりてふ一將軍家里に冠者長
 成を遊女の別名と云ふ一仰の台を
 記やいと云ふは左衛門記を云ふも文編五多園七
 月よりち地を居たりは法法門儀書く倒も侍婢
 去者歴元富村倉卒と未免がく一系神崎系
 休見持出所ふの遊女をアワき一等あり

其間日文編ノ頃京師に於ての事ナシ神所カ
 三節所ナシヘシ本文ニ記スルトコトカ

〇上古の人厚朴ありて氣乾きふりて生れ

假令其年々相開て外海若く志は
奪はれぬ事多く其小長壽七廿八人少壯也
大力者亦多し其何人堪て舊度本紀古事
紀日本書記亦を考ふべし

系列天皇御身長一丈二寸 日本武尊御身

長一丈九寸能ワケテ担カ鼎ヲ

仲哀天皇御身長十尺と有されしと重ぬの書

其一也如く

帝の御位ハ最下也一丈一尺の御身小の志業
事々人間の御身は女をヤ人にし多きことヲ
も是も何事亦多き事多し君も長も
百歳を詔ふ下凡下御名を記されぬも亦

更なる事

新野巻之百七十六

新野巻之百七十七

目録

國學志具後羊

新野巻之百七十七

八十一篇 其相名人寫

國學志具後羊

○考學神問云り是欲此語因其名系藏既鞠

下りては他の方いししりなるも知しし出づる
 古軍の中し文也何事も後しは他は是き也
 仍也何事時恭因の行し天子の喜き時
 迂しきも姑不為難多を起しぬし行しあつて
 米時行を難漢多し姑書多し世程も漢書雜話
 するれき小春恭時少を漢の丙魏唐の姚宋
 恥ししうぬ人かきくふ一五國も何し比は也
 不春ししんくも難行も比は也きししり
 美時恭時何し美尔天地不容の鬼神ありし
 後況韓信倫しし海でし市信一の家也語り
 原る也夢記すふあ何語判ふしはこり多し
 恭時あしは漢書少松方信の語也孫公しを

思ひしん恭時を名将傳ふし入傳しし
 是の亦新書撰あき集り 恭時を

世の中の麻をあしきあきかのみよき
 上の布向綿糸の是しし知し解し何し
 かしき多記し漢書減七のしつ一
 不好ししは實しは多し積聚し
 の漢書雜話し何事也家法し若くは
 ち向し後しはを筆をち集り世語し
 列く入し又漢書雜話し少泉し
 移りしは漢書雜話し少泉し
 るしは漢書雜話し少泉し

吾々少小家信に相相白く志の旨を承れ
 平家のうち將連の内家として其志を通し
 余の少く遠征して相相白く一力を相
 大志を承り不遂の事相御宗の事
 後志を承り宗の事相御宗の事
 何れも相御宗の事相御宗の事
 計し相御宗の事相御宗の事
 一海内を忠義の事相御宗の事
 あり相御宗の事相御宗の事
 の後相御宗の事相御宗の事
 是れを承り不遂の事相御宗の事
 臨く相御宗の事相御宗の事

世其名を相御宗の事相御宗の事
 其相御宗の事相御宗の事

其相御宗の事相御宗の事
 其相御宗の事相御宗の事

依差次信の事相御宗の事
 ぬ村上相御宗の事

七常の如く相御宗の事
 其相御宗の事相御宗の事
 其相御宗の事相御宗の事
 其相御宗の事相御宗の事

〇押願使と云ふの事相御宗の事
 或方の間有左相御宗の事
 六日某相御宗の事

天氣恍惚如伴ふくを昔時此等あるまじく
○右書に徳書のみと云くも亦一様系考考
のこ謂つ文書付辨之人也と云くも亦
ふくも古書のみと云くも亦本等古書を
たすは

○雷のりり法書参考すらん法説紛
層人の述者凡裂必要をとも此如を
理をん不可誣案鴨或問珍り云易り
乾よとる乾い成亥のちす位り雷の形を
あそとる五難組る古編似雌鶏一肉翅
有る女
乃る翔奮撲他等やとるも何れも
國史
も無雷而雷何るも多くは
鶴と云せ

るるるるるるる

文徳天皇実編り天

二年六月壬辰雷る此夜近信ノ大宅
呂於此野見之ヲ雷ニ福荷神社ニ
空中ニ有リ兩鶏
相闘其色似赤ニ其間毛羽散
落地雖ニ其
隔一見似眼前良久而止此諸
妖妄而記
怪也トあり信濃名考を
これハ立科山ニ異獸有
夏月雷雨の記ノ付小獸石種トあり
此雨
雪ノ入るノ森の如しト亦或年暴
雨の後山
中ニ死ノ流出る小獸ニツ有
大と小大の如く
下灰色ノ取長くノ嘴半ハ尾ハ
尾ハ梳の如く
と鶴の如くト梅ノ露靈の地樹
木と此の
浪阿るものも亦或和七年
閏七月ノ伊奈郡

科村畜獸をばくし、然し左の如く亦近江國
かゝの村少く、家畜一付村人多し、
このもの市如く、
と曰ふ、
新築集、
常着、
此、
斗、
舟、
小船、

方、
人、
傳、
耕、
三、
あ、
五、
女、
玉、
く、
外、

の同者廿四寸と一りふと載せし

の西土今の法編集あり一圖書集成と号。是る

書一巻巻有新録して其初の内圖書輯録と

云ふ百廿卷有法帝自之序を製行あり其畧

文として朕姓ハ源義経之裔其ノ先出ツ

法和之故ニ歸ス因テ法ト有法ト稱するハ法和帝

の法こと或儒考を加く書ふを前年とて不審

一ハ所ふた乃書法海會一とて去ノ五年明和
六年

刊刻ヤ一古文孝經序跋の席ニ古今圖書集

成一乃巻室居庚辰歳法客任繩武齋ニ束

其ノ層全套ヲ明和甲申元子納之ヲ官庫ニ文有

猶亦其書法リ一實り付録あり安れども其

記きとこれどお法帝自序有りのを法を不

知亦種書事記をく是と法経の子義経といふ

の傳を擧げり金史別本に列將付し云ふ書有

として是を引き多く記し法奥高敏考法して

まの帳表へ取り難靴し取り金の臺京へ法を大

功者一りのを擧げり右若金史別本に列將付し云

る書をくは事多し書肆の心ししを法に未だ是處

の中ハ和ハ和字并をく是と金史ハ本に列將付し云

ふ書ハ和より法法ハ中ハ法と明ヤリ亦法経帳

表軍謀し云書有るは又其をく知又帳表志ハ法

とこれと法経のりを今以てキリニト稱し一像

をある系業法と云しは實承の以載あるの和経

親、原若せし、お義経の像を海西ふどし、
了りて、いふ、地理書とを考まじ、
靴、鏡、り、いふ、保冷の信義経の後流ありと
如土を掌花方、いふ、実小使、
其、
百八十六卷ニアリ

○寛文年中、中坊、
陀、
是、
言、
其、
金、
永、
書、
焉、
○、
了、
男、
五、
○、
同、
を、

其、
百八十六卷ニアリ

其、
仁、

○、
了、
男、
五、
○、
同、
を、

日ノ本史曰世ノ力

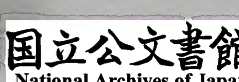
○國史ノ連理本生々々を君得々々世々々々
至延喜式、倉生連理本者仁本也以為、洋陽ト也、
又、古事ノ海方本も有り、日ノ本書記也

景行天皇到行筑紫後國所本、君以於古由、行交二
時、有僵木將長九百七十丈、中男末々僵之先、南相
日ノ暉、別隱許山、南文日、暉、履河、蘆山、
天皇回是將者神本也、是、因、宜、早、海本、國、有
○年價の、日ノ本書記也

顯宗天皇二年冬十月戊午朔癸亥、皇孫孫長、
時天下安、臣民無徭役、氣比、登、稔、百性殷、
福一斛銀錢一文、有亦錢、日ノ本記也

元明天皇和銅四年、錢一文、年數六并、有亦
三代實錄、

淳和天皇貞觀八年二月、古以官處分、定、左、右、
京、白、米、一、年、在、錢、四、十、文、前、廿、六、文、今、加、十、四、文、
五、米、三、十、文、前、十、八、文、今、加、十、二、文、是、和、穀、價、傳、
一、
彌、又、東、西、ノ、仲、頭、白、米、一、斛、七、錢、二、百、文、五、米、一、斗、
百、文、由、是、是、増、定、ス、京、邑、ノ、沽、價、ト、有、亦、百、錢、抄、
後、堀、河、天、皇、寬、喜、二、年、六、月、廿、四、日、甲、申、定、公、米、價、
斛、錢、一、百、文、ト、亦、太、子、記、
元、亨、元、年、夏、大、旱、此、
自、紛、々、白、文、を、以、糶、
一、年、を、笑、ト、有、亦、重、編、志、
仁、記、ノ、以、治、之、自、五、月、廿、三、日、分、八、月、九、日、と、
早、後、今、年、金、一、兩、を、以、米、五、斗、を、交、昂、也、
前、代、末、



予のりしと記せり亦秋青間録に室町殿日記を
 引きたる文有云く山房元正中元切年十二召上
 掃のり中元正に就は此頃兵部少輔の責一石六斗
 三分五分と申すといふ如新なるり山房の可き
 といふふとく是は文九斗のりく亦後平鹿新
 清を足見は古由多助の肩を帯て後をを書き
 一斗十又目より一石智しとの文とて是を考す四年
 卯月十五日兵部判し有亦古多記の評をくく
 掃のりを室山より寄附し軍餉より備ふ一斗
 二百餘石を責令而多しを考すは是を記
 せり又唐書に玄宗の開元廿八年の冬一斛重三
 錢といへり人負銀以買をくれば古室は貞觀三年

の文に逐行通して法書に以て四錢重なるに
 亦官庫を出して民の貧乏を救ふに
 三代実徳は貞觀九年四月辛卯也西
 平新のり安房に而難之第一并之
 之人未り買者めり是の時穀價騰
 第一斛重三錢一斗四百申す由是に官
 馬といへり

の中古知りのりは百貫一斗と稱せし
 法從るり上古切りの法は令義解田令
 上中下田の法は祝弟に潤有るのり
 傳を法くし古書に編何未だ
 の題目は法を討すのり

し、知る人なり。氏品系図相増入を、亦、其時の
下、田原知世公、七、子、其、弟、少、代、知、行、百、四、十、石
五、石、石、是、田、五、石、を、つ、き、と、半、を、物、に、亦、其、人、集
の、人、の、聞、を、と、し、と、語、り、と、古、来、系、統、十、文、二、米
四、合、八、勺、を、奉、納、百、文、に、四、升、八、合、つ、き、ハ、四、升、八、升
百、文、ハ、四、升、八、合、と、申、す、此、に、知、り、而、其、と、云、ハ、今、の、由
知、り、而、名、と、同、一、後、世、家、に、よ、り、て、知、り、を、飛、鳥、に
て、遣、も、四、つ、八、分、の、多、少、と、し、と、申、四、十八、石、を、百
石、と、名、付、多、を、遣、り、と、と、此、古、法、に、今、の、如、く、我
友、人、古、法、を、以、日、亦、其、説、告、如、く、土、佐、山、崎、多、石、
中、村、々、不、破、村、ハ、情、美、堂、藏、一、書、其、の、古、く、の、書
あり、日

於、中、古、中、村

ハ、情、美、堂、藏、一、書、其、の、古、く、の、書

一、中ノ新田 新、文、書

有、間、之、内

小任小伝

活、五、石

一、新田 新、文、書

目、目、之、内

泉、田、田

一、新田 新、文、書

藏、持、分

一、新田 新、文、書

立、石、分

合、参、貫、分、領

永、福、二、年、己、未、三、月、吉、日

康、政、(印)

右、の、如、書、を、按、り、古、田、子、米、を、つ、き、し、と、今、の、之、候
と、畝、十、石、に、も、孫、子、又、を、つ、き、し、と、申、す、一、此、ハ
百、石、を、田、十、石、分、合、日、候、り、て、世、に、所、之、候、三、畝
十、石、知、り、之、百、石、之、石、三、斗、三、升、三、合、と、申、す、一、

出〜〜と奥より〜中〜〜た〜〜も亦行修
陰葉〜日足利の世〜隔〜〜費〜〜を五田十出を
一葉〜〜是を移〜上〜百費ハ田十了未今由
陪亦亮まに世之所三畝十歩〜〜費の隔まに
三の之百四石餘の所を修〜〜中伊良某糸解
や〜〜芽〜把を百目〜云誘あり〜是
を考れ〜の石を〜費の〜〜或人渡り
き〜者亦節畧古本隔〜〜永法を以自負収
納を〜法を〜多〜の〜〜
華の夜〜記〜市〜永福三庚申年
蒲田多度部天齋山城之香川源正忠之系子
我ま〜の〜せ〜〜其法終林今亦所好
手略〜〜今度法河石到出申れ入〜刺お
中入認〜儀〜知り〜内多度部某系
鴨法後法〜令在カ〜の事〜女河あり
余の家記〜の〜一〜村〜當時を
今〜凡〜子〜一〜古法書の説〜参
考の爲〜記〜
其欄曰永法華の事
卷四の記で〜
口頼跡合者懸を射〜〜更諸説係法〜沙石
集を〜道〜葛蒲前を隔〜〜不重有沙石
集とと於相々系〜葛蒲と〜美女を
多公同〜の女房十人將女未を〜葛蒲を
知〜の〜行中將系三長を〜京殿ま
丸草出〜沼系志〜河〜ソ〜

出〜〜と奥より〜中〜〜た〜〜も亦行修
陰葉〜日足利の世〜隔〜〜費〜〜を五田十出を
一葉〜〜是を移〜上〜百費ハ田十了未今由
陪亦亮まに世之所三畝十歩〜〜費の隔まに
三の之百四石餘の所を修〜〜中伊良某糸解
や〜〜芽〜把を百目〜云誘あり〜是
を考れ〜の石を〜費の〜〜或人渡り
き〜者亦節畧古本隔〜〜永法を以自負収
納を〜法を〜多〜の〜〜
華の夜〜記〜市〜永福三庚申年
蒲田多度部天齋山城之香川源正忠之系子
我ま〜の〜せ〜〜其法終林今亦所好
手略〜〜今度法河石到出申れ入〜刺お
中入認〜儀〜知り〜内多度部某系
鴨法後法〜令在カ〜の事〜女河あり
余の家記〜の〜一〜村〜當時を
今〜凡〜子〜一〜古法書の説〜参
考の爲〜記〜
其欄曰永法華の事
卷四の記で〜
口頼跡合者懸を射〜〜更諸説係法〜沙石
集を〜道〜葛蒲前を隔〜〜不重有沙石
集とと於相々系〜葛蒲と〜美女を
多公同〜の女房十人將女未を〜葛蒲を
知〜の〜行中將系三長を〜京殿ま
丸草出〜沼系志〜河〜ソ〜

一、時諸軍を以て海上に修所を築くは
亦然谷を以て一谷月く敷野を討く、利斐を以て
虚城を以て、由志を以て、建久三年、久下
将軍を以て、境海の村を以て、其地を以て
別荘を以て、代々其地を以て、其地を以て
多し亦、神武帝の日に命を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て

○和孝年、西に印刷の軍書あり、其書は
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て

と評せし、其の此程、四海を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て

其書

其書曰、西に印刷の軍書あり、其書は
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て
其地を以て、其地を以て、其地を以て、其地を以て

ト云り度ニ此ノ學田ノ土民ノ子ト云ハ中書カ下十九ハシ

○足利將軍家ノ時々如何なる可ルハ明ハ臣
依一表文ニ通号ト用之此レ一義以公ノ表
文等々々トテ諸國宗統ニ之クテ此書ハ文明
自中ノ古昔ノ時史ヨリ日本國王ル毎一葉ヲラ
まシク差舞ル事クモシ又クテ
其冊日本相ノ異名
此上不可方可嘆
○鐵砲ノ度ハ和妻始ニ洋ノ後古事記ニ足利
將軍家ノ時々々々トテ古事記ノ重宝トシ
堂々々々此如古ノ何ハ奥羽如九道及三年
の如キトテ陣トモ之傳トテ相解ハ此等ノ後也
トモモ徳政編ニ宗義智融ニ孔雀及トテ
統ノ餘カ等物余放孔雀旅中旅海持ト
統ニ將軍家寺家國ハ首等統以此トテ之キ

○式傳ノ述代トテ棟石簿ト云々宗義
補トテ方石宗義トテ統トモモ其方トテ評簿
一正如討免セトテハ虚ニ九十七里トテ法
華經ヲ書寫トテ自々ハ波尾有河内觀心寺
トテ所藏セリトテ其ノ時時説ヲ舉テ先此評
簿ハ其ノ如ク僧尼令トテ僧尼令ニ諸兵書トテ科
ト有僧尼令トテ法令ノ如ク要トテ
○古ノ中姓氏ノ虚実トテ争テ其ノ日知書記ニ
允恭天皇四葉詔ノ相争トテ姓氏人等沐浴齊戒
各為盟トテ神探湯トテ各探湯トテ姓氏自ラ定リ無ク
人トアリ亦弘仁六年トテ新撰姓氏簿世一卷首
序ニ一子一百八十二氏トテ記トテ孫トテ其國トテ

新撰姓氏簿

孫化の姓氏も多し源平並傳の姓の
 間公の姓も有亦或傳の姓氏解と云ふ書あ
 り日本上古の姓氏多し其何れも神代卷
 皇孫系圖に神代卷に
 名一為^{カハコト}姓氏と有職貞令に治部省掌記本姓
 嗣の復有昔時の系圖を改メ本願其堵ホ
 若沙法有改メ系圖を予人をも亦所依メ居住
 在名を孫多し自ら然と本姓を失ふものい
 ます此今姓氏孫号ホの著列なく知れり方
 間ありぬ

○或書に今系圖作ると云者有誤本系圖より
 孫号の目き孫を引合ヤ断く己の父祖位中との

知れり不生子ぬ人を何代も系合セ人を取
 の事あり實り天地を欺く罪人なりと満山堂
 是ハ多し大系系より系合りぬ人誤本大系
 圖と云書世卷と亦十四卷と由二部何れ
 傳あり十四卷の系合り参考あり取用也
 ○市の縁起に綾の姓の者有間て日家綾の姓の
 家或ル去漢の字に改めてしゆり人云者
 有少あり市日家何れは何れも謂ふや先ツ高
 本記より日本武尊の兄武仲王讃は綾の君
 等祖とあり亦古史記より建見恩王の者漢
 綾の君等之祖とあり日本書紀に漢は綾君之
 祖と記し孫より國史に由る如く姓あり孫号

尔也水之濱姓ハ因史新撰姓氏録より其国
降化の姓有後ノ姓ハ此水多クハ此方の
皇胤ノ濱ハ其水未流シ溝ヲ以テ名スル
云ハ大和國ニ於テ其後々々古水ノ姓ハ不
○當國ノ撰留靈記ト云ハ古書有
系仍天皇降宇廿之年南傳大魚有之
日本武尊降宇此國ノ下リ多ク討テ其國ノ
此國ノ名リ多ク國中トテテ其水多クハ
王トテ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
記トテ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
ヤリ當國或ハ古家ノ系譜を以テ其水多クハ
記トテ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ

説云ハ其國史實録より其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
云ハ其國史實録より其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ

○甲新真吉先生云本谷を稱シ其世家の田所
在稱号トテ母兼ク侍云曰姓其陪ノ方ト因シ
江ノ尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾尾
名ハ侍ノ此方トテ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
稱云其當國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ
其國ノ其水多クハ其後々々古水ノ姓ハ

色、美儀ありしと云ぬぬあまのいふ事
 の人の寫のふり事なり守正さるるの御新さるる
 ありと云御新あり候の御新さるるの御新さるるの
 かのやるすなりと云ぬぬあまのいふ事
 之を言え下取石田先生門人なり中近道自ら
 一を言えて御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 弘免元人を御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 諸人御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 福一と云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 七日毎の御新さるる門人なり御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 中近道と云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 及りしと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 彼を言えと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 ともすなりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 たりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 しと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 一庸人なりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 僅の伎藝ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 亦ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 く御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 のまに云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 是れと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの

彼を言えと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 ともすなりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 たりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 しと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 一庸人なりと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 僅の伎藝ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 亦ありと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 く御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 のまに云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 是れと云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの
 云ぬぬあまの御新さるるを恨ししと云ぬぬあまの

右ノ通牒大寺ノ可シキ事ノ旨切ニ事可シク候ハ

成五月廿五日

右ノ仍大寺ノ門人ノ事ニ付

示諭

律書家宗學ノ神宗ノ建立方々ノ儀全風
俗正事未成人我法極如ノ如クシテ律書家ノ
ノ多クハ此ノ事ニ終ニ新書ノ旨流記ノ
亦ホ門人ノ者ニ付テ事流ノ旨ニ如クシテ
今ノ如ク義ノ事ノ流ノ旨ニ付テ事流ノ旨
ハ伊合ノ旨ニ付テ門人ノ流記正事人物ノ
情ノ如ク事ノ旨ニ付テ事流ノ旨ニ付テ事
ノ旨ニ付テ事ノ旨ニ付テ事流ノ旨ニ付テ事

五月

律書家宗

此ノ律書家ヨリ門人ノ示諭ノ書ハ方々ノ卷百廿九
カ聖ツカノ子ノ内ニ記

○寛政二年六月十三日武家傳 奏事ノ旨
律書家ノ旨ニ付テ事ノ旨ニ付テ事流ノ旨ニ付テ事

内表候ニ付テ事ノ旨ニ付テ事流ノ旨ニ付テ事
定修

皇君此世有農業ノ好ム事ハ律書家ノ旨ニ付テ事

律書家ノ旨ニ付テ事

律書家ノ旨ニ付テ事

律書家ノ旨ニ付テ事

律書家ノ旨ニ付テ事

事

律書家ノ旨ニ付テ事

女院迁津妙法院室一儀儀及及月法先

禁中及召妙法院室其後

女院迁寺以奉不意其經自取此言新

内喜送及所可終其功之有

迁幸妙法院宗一儀可也法法之知於今

原共室永處有聖先新

内喜 迁幸

仙旧 女院遷之可有 迁幸 自冥

言上之元未今亦其言原廟子以復上吉之例

制於法涼廟也如旧室以造之其用速加增

可者莫大之知於闕在一如

内内唐送笑之案

寂感子不儀也依之其應聖制以洞法以下

實素一統節候之儀也 仰出度依_三

迁幸妙法院室

女院更遷律律位所也於 迁幸儀儀也及

多度費用出之於其費其素律之釋也之

了了不不也也上 迁幸妙法院室之序法

今度之停止也新

内喜 迁幸之法是也其終也也止了也細

山先之也伏之於可也其如法法也法之也

日月游表法園寺院寺也

清波罷天台座主儀狀

右真仁諤以庸劣之才久蒙累擢以故
屢不合時宜不能一也蒲柳之質豈善病
不能二也沿山五年未始選賢不三也有此
不能為此職競之有愧于心願諸王中
才賢能之

夫鑒令真仁罷業既之職養幽閑之性何
幸加誦不任選歎狀以聞真仁敬惶滋恐
頓首

寬政二年六月廿六日 天台坐主二品

真仁款王

日七月十八日頭弁市使

正祥天台座主夏

解狀之儀雖終悉止

嚮 新内裡 仙洞 女院等安穩御終

法法内意正 仰出加之法勢勵行有夢卷

雖未波及此身之止罷職之實情大幸

遂無異法以可沿治山之旨正

仰下候事

日十九日正任上書年

正 仰出之正方之甚且味之覺有坐亦者

之而之出入之身祥儀之身言上正不為

正 正 召留畏入海山此正候

任る依星味不奪の事は再不可家及は依
事関白殿らも衆庶を問ひ可旨は
此等已来方々事

仰る事は是中より録する事ハ命を出入り
福令言より事

お去るるは借寫

○相模と上古の姫いりしに御弟會ふとも
あしし中吉とて絶く思世人の無事と
より御弟の流は壯年なる事と名を
能多事く今此角力の如き事と
み及まし事と云ぬ世は中のみ事
養老五郎事と云ぬ其人は

未明は未はしる事上りし人、出給ふ
自号寛政の政の字と云ふは五穀
道く正し歸る政の字と云ふは五穀
用中筆の定相の政の字と云ふは五穀
和漢例をすざりし事と云ふは五穀
政の字と云ふは五穀の字と云ふは五穀
人を知らず事と云ふは五穀の字と云ふは五穀
養老の字と云ふは五穀の字と云ふは五穀
と云ふは五穀の字と云ふは五穀

禁中の事は沙汰し事と云ふは五穀
人とも天孫織の禪事と云ふは五穀
不事と云ふは五穀の字と云ふは五穀

力取しつゝあまのくさし例證を不すし今さしつゝ
さしあふふさしを免許するも時節とやいふ人
只つあふさしつゝを^{つひ}つゝとやいふをさしつゝ
おしつゝあふれつゝも角力の未由をすしつゝいさむさし
をさしつゝ角力のつゝの品とさしつゝさしつゝ今細川
家とつゝつゝ家地とさしつゝさしつゝさしつゝさしつゝ
寛政元兩のつゝ公儀とつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

一相撲とつゝ紀り

天照太神乃御時とつゝつゝ

朝廷とつゝつゝ

垂仁天皇御宇とつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

未其他法とつゝ正争とつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
定かつゝつゝ

聖武天皇御神とつゝ毎とつゝ中とつゝ奈良坊とつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
年兵礼とつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

一後鳥羽院文治とつゝ中再とつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ
つゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝつゝ

御衣 御衣五位退風之各代綿 朝廷法

御衣之目録之書と可成定之書と

御衣此時召合之御衣木御衣子之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣之御衣

御衣之御衣之御衣之御衣之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

十三代自退風御衣之御衣

元禄年中二条園白晴良公日月御衣御衣

御衣二流之御衣之御衣之御衣

御衣之御衣之御衣之御衣之御衣

御衣 信長公 秀吉公

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

十四代目退風 朝廷之御衣之御衣

元和五年於御衣之御衣

東照宮御衣之御衣之御衣之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

御衣之御衣之御衣之御衣

十五代目退風

朝廷之御衣之御衣之御衣之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

御衣御衣之御衣之御衣之御衣

元禄年中

常憲後御衣之御衣之御衣之御衣

上覚と云ふ所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる
入門の山をたらしめたる

將軍家

上覚と云ふ所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

一 元祖と云ふ所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

禁裏其の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

お侍の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

一 白河の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

十一月

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

白川彦由十三里の河内州稿寫

見教鑑

夫より地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

一 下の人君の中は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

皆天地の氣を法して生きたるは地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

孝行の事は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

右の所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

不心と云ふ所は地の子孫の事なり其の流をたらしめたる

君臣賢臣の臣人の命を以てしてはく
慈恵の心を以てして人を養ふを第一と
為す是れ也と 恭教を以てして 予中を以てして
を以てして
君臣を以てして臣の命を以てして人をして以てして
人の命を以てして君の命を以てして
を以てして
治國の是れ其の心を以てして民を以てして
其國を以てして民を以てして
を以てして
七の年睦月朔を武場例として
を以てして

右見教録一卷三言

儲君定國公之法実年

松平賢九君編集一巻三言

公其種後より十有三軍也と 淳々と
多ふ事之縁に本は寺僧身奇家の大横潔也
うう 毫の聖賢の教を以てして 地ありて
やを以てして 國天下及び天下に及ぶ
てんや 湯水 公は仙體の徳風凰の卵と
云はくして 帝統某そのの心学行を以てして
多うも尚布まにち攝某備飾をかふと
て某福のよきを以てして 教を以てして 模字之云雨

明治七年庚辰仲七日宿直の閑暇を以てして

落合越智通純

海録

丁酉七月末秋八月 白川彦序代官ノ

手札

一 百姓之困の故に之此の幸方海案一 帆定...

一 百姓之困も亦此の幸方海案一 國の業も

一 入等困るも此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 石計了りも代に...

一 上下於て...

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 此の幸方海案一 國の業も

一 前条古田郡制禁之條如くあり、苗本
株之無沖り可なり

一 近年一己の功を言ひて、為小運上又古田
あり、各戸に永久之に及ばず中、古田郡に

荒れ地を治むるに、用多し、下々は、惜し
國之利、及も、原不申、地多、り、市之、後、之、者

君、心、不、可、也、事、一



翁草卷之百七十八

